

企 業 局

令和7年(2025年)8月25日調製

# 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7(2025)年度補正予算概要 -----	1～6
2 令和6(2024)年度函館市公共下水道事業会計 剰余金の処分について -----	7

1 令和7(2025)年度補正予算概要

【水道事業会計】

(1) 補正事項

事 項		補正額	備 考
支	手 数 料	千円 18	浄水費の増（公用車のカーナビに係るNHK受信料未契約分） 4千円 配水費の増（公用車のカーナビに係るNHK受信料未契約分） 9千円 総係費の増（公用車のカーナビに係るNHK受信料未契約分） 5千円
		△ 78	消費税及び地方消費税納付税額の減 △ 78千円
		937	過年度損益修正損の増（公用車のカーナビに係るNHK受信料未契約分） 937千円
出	計	877	

(2) 収益的収入及び支出

支 出

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
水道事業費用	千円 4,720,864	千円 877	千円 4,721,741	
水道事業 営業費用	4,398,491	18	4,398,509	手数料を補正
営業外費用	193,588	△ 78	193,510	納付税額を補正
特別損失	1	937	938	過年度損益修正損を補正

当年度純損益 △ 50,520千円

(3) 資本的収入及び支出

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,047,197千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額229,990千円、過年度分損益勘定留保資金632,959千円及び当年度分損益勘定留保資金1,184,248千円で補てんするものとする。

当年度財源過不足額 △ 350,510千円

累積財源過不足額 3,067,205千円

令和7(2025)年度函館市水道事業会計予算(補正後)

(1) 収益的収入及び支出

収	入	支	出	備	考
水道事業収益	千円 4,901,211	水道事業費用	千円 4,721,741	内部留保資金(減価償却費等)	
水道事業収益	4,515,098	水道事業費用	4,398,509	1,517,217千円	
温泉事業収益	87,108	温泉事業費用	85,895		
売電事業収益	53,743	売電事業費用	34,889		
営業外収益	241,384	営業外費用	193,510		
特別利益	3,878	特別損失	938		
		予備費	8,000		
		差引	179,470		

当年度純損益 △ 50,520千円

(2) 資本的収入及び支出

収	入	支	出	備	考
資本的収入	千円 2,206,415	資本的支出	千円 4,253,612	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,047,197千円は、	
企業債	1,804,200	建設改良費	3,028,765	当年度分消費税及び地方消費税	
出資金	15,750	企業債償還金	1,224,847	資本的収支調整額	
固定資産売却代金	14			229,990千円	
国庫補助金	137,500			過年度分損益勘定留保資金	
他会計負担金	67,248			632,959千円	
工事補償金	181,703			当年度分損益勘定留保資金	
				1,184,248千円	
				で補てんするものとする。	
差引	△2,047,197				

当年度財源過不足額 △ 350,510千円

累積財源過不足額 3,067,205千円

【公共下水道事業会計】

(1) 補正事項

事 項		補正額	備 考
収 入	他会計負担金	千円 3	一般会計負担金（収益的収入）の増 3千円
	計	3	
支 出	手数料	7	管渠費の増（公用車のカーナビに係るNHK受信料未契約分） 7千円
	消費税及び地方消費税納付額	△ 5	消費税及び地方消費税納付税額の減 △ 5千円
	過年度損益修正損	44	過年度損益修正損の増（公用車のカーナビに係るNHK受信料未契約分） 44千円
	計	46	

(2) 収益的収入及び支出

収 入

科 目	既決額	補正額	計	備 考
下水道事業収益	千円 7,999,101	千円 3	千円 7,999,104	
営業収益	5,619,923	3	5,619,926	一般会計負担金を補正

支 出

科 目	既決額	補正額	計	備 考
下水道事業費用	千円 6,907,541	千円 46	千円 6,907,587	
営業費用	6,396,873	7	6,396,880	手数料を補正
営業外費用	502,667	△ 5	502,662	納付税額を補正
特別損失	1	44	45	過年度損益修正損を補正

当年度純損益 987,236千円

当年度財源過不足額 △ 23,177千円

累積財源過不足額 1,965,020千円

令和7(2025)年度函館市公共下水道事業会計予算(補正後)

(1) 収益の収入及び支出

収 入		支 出		備 考
下水道事業収益	千円 7,999,104	下水道事業費用	千円 6,907,587	内部留保資金(減価償却費等) 1,316,059千円
営業収益	5,619,926	営業費用	6,396,880	
営業外収益	2,379,178	営業外費用	502,662	
		特別損失	45	
		予備費	8,000	
		差 引	1,091,517	

当年度純損益 987,236千円

(2) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	千円 3,410,849	資本的支出	千円 5,841,602	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,430,753千円は、 当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 104,281千円 当年度分損益勘定留保資金 1,316,059千円 繰越利益剰余金処分額 1,010,413千円 で補てんするものとする。
企業債	1,680,800	建設改良費	2,087,385	
固定資産 売却代金	10,400	企業債償還金	3,744,417	
国庫補助金	429,300	長期貸付金	9,800	
受益者負担金	2,249			
他会計負担金	1,242,783			
工事補償金	37,780			
長期貸付金 返 還 金	7,537			
差 引	△2,430,753			

当年度財源過不足額 △ 23,177千円

累積財源過不足額 1,965,020千円

【交通事業会計】

(1) 補正事項

事 項		補正額	備 考
支	手数料	千円 3	電路保存費の増（公用車のカーナビに係るNHK受信料未契約分） 3千円
	消費税及び地方消費税納付税額	△ 7	消費税及び地方消費税納付税額の減 △ 7千円
出	過年度損益修正損	66	過年度損益修正損の皆増（公用車のカーナビに係るNHK受信料未契約分） 66千円
	計	62	

(2) 収益的収入及び支出

支 出

科 目	既決額	補正額	計	備 考
軌道事業費用	千円 1,681,641	千円 62	千円 1,681,703	
営業費用	1,650,330	3	1,650,333	手数料を補正
営業外費用	28,310	△ 7	28,303	納付税額を補正
特別損失	1	66	67	過年度損益修正損を計上

当年度純損益 △ 158,693千円

(3) 資本的収入及び支出

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額207,339千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,934千円、過年度分損益勘定留保資金15,836千円及び当年度分損益勘定留保資金150,569千円で補てんするものとする。

当年度財源過不足額 21,697千円

累積財源過不足額 37,533千円

令和7(2025)年度函館市交通事業会計予算(補正後)

(1) 収益の収入及び支出

収 入		支 出		備 考
軌道事業収益	千円 1,563,944	軌道事業費用	千円 1,681,703	内部留保資金(減価償却費等)  346,795千円
営業収益	1,078,741	営業費用	1,650,333	
営業外収益	485,203	営業外費用	28,303	
		特別損失	67	
		予備費	3,000	
差 引	△ 117,759			

当年度純損益 △ 158,693千円

(2) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	千円 446,700	資本的支出	千円 654,039	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額207,339千円は、 当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 40,934千円 過年度分損益勘定留保資金 15,836千円 当年度分損益勘定留保資金 150,569千円 で補てんするものとする。
企業債	446,700	建設改良費	450,277	
		企業債償還金	203,762	
差 引	△ 207,339			

当年度財源過不足額 21,697千円  
 累積財源過不足額 37,533千円

## 2 令和6（2024）年度函館市公共下水道事業会計剰余金の処分について

### (1) 概要

令和6（2024）年度函館市公共下水道事業会計で生じた以下の剰余金の処分について，議会の議決を求める。

ア 資本的収支不足額の補てんに使用した未処分利益剰余金

### (2) 未処分利益剰余金の処分

今回の処分対象となる未処分利益剰余金 1,201,344,140 円は，令和6（2024）年度函館市公共下水道事業会計の資本的収支不足額の補てんに既に使用したものであり，補てん財源として使用可能な未処分利益剰余金と区別するため，資本金に組み入れるものである。

### (3) 根拠規定

地方公営企業法第32条第2項